

蒲郡市受動喫煙防止条例施行規則

令和元年9月27日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、蒲郡市受動喫煙防止条例（令和元年蒲郡市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 条例第9条第1項第1号及び第2号の規則で定める施設は、それぞれ別表第1に掲げるものとする。

2 条例第9条第2項の規則で定める施設は、別表第2に掲げるものとする。

(表示)

第3条 条例第11条第1号に規定する敷地内禁煙である旨の表示は、第1号様式によるものとする。

2 条例第11条第2号に規定する屋内禁煙である旨の表示は、第2号様式により、同号に規定する建物内に喫煙をすることができる区域がある旨の表示は、建物館内図等に喫煙専用室の位置を明示することにより、同号に規定する20歳未満の者の立入りを禁止する旨の表示は、第3号様式によるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3条第2項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

施設の区分	施設の名称
条例第9条第1項第1号の規則で定める施設	蒲郡市役所庁舎 保育所 児童館 蒲郡市中央子育て支援センター 蒲郡市こども家庭センター 蒲郡市児童発達支援センター 児童

		遊園地 蒲郡市保健医療センター 蒲郡市勤 労福祉会館 浜町福祉センター 蒲郡市立ソ フィア看護専門学校 蒲郡市民病院 蒲郡市 消防署、西部出張所及び東部出張所 小学校 中学校
条例第9条第 1項第2号の 規則で定める 施設	国及び地方公共団体 の行政機関の庁舎に 準ずる施設	蒲郡市下水道浄化センター 蒲郡市学校給食 センター
	受動喫煙により健康 への影響を受けやす い20歳未満の者等 が主に利用する施設	児童遊び場 チビッコ広場 蒲郡市生きがい センター 蒲郡市竹島水族館 蒲郡市立図書 館 蒲郡市生命の海科学館

別表第2（第2条関係）

施設の区分	施設の名称
条例第9条第2項の規則で定める施設	西浦駅待合所 蒲郡市クリーンセンター ユ トリーナ蒲郡 蒲郡市養護老人ホーム 蒲郡 市老人福祉センター寿楽荘 海辺の文学記念 館 西浦レストハウス 竹島レストハウス 蒲郡市観光交流センター 海賓館マリンセン ターハウス 蒲郡市モーターボート競走場 公民館 蒲郡市民会館 蒲郡市民体育センタ ー 蒲郡文化広場 蒲郡市博物館

第1号様式（第3条関係）



第2号様式（第3条関係）



第3号様式（第3条関係）

# 喫煙場所



## SMOKING AREA

20歳未満立入禁止

蒲郡市

第1号様式 (第3条関係)

第2号様式 (第3条関係)

第3号様式 (第3条関係)